

医療と法ネットワーク  
提供されるサービス及び会費等に関する細則

**第1条 提供されるサービス及び会費等**

1 会員は、医療関係者並びに法律関係者の対話の場である本会の活動に主体的に関与することができる。

2 会員に提供されるサービス並びに入会金及び年会費については、次のとおりとする。

(1)個人会員（本会の趣意に賛同して入会した個人）

(i)会員に提供されるサービス

- ・ 本会が作成した医療判例研究等の成果物の定期的な提供。
- ・ 本会が刊行するメールマガジン（会報：月1回）の配信。
- ・ 年報その他の刊行物の配布。
- ・ 本会が主催する研究会、講演会、セミナー、フォーラム等（以下、「研究会等」という）の事業への参加。なお、研究会等の参加は入会者本人に限る。
- ・ 本会が運営するウェブサイトの会員専用ページへのアクセス。

(ii)入会金（税込）3,150円

(iii)年会費（税込）一般10,500円、学生3,150円（ただし社会人学生は対象外。なお、司法修習期間も「学生会員」として扱う。）

(2)法人会員（本会の趣意に賛同して入会した法人）

(i)会員に提供されるサービス

- ・ 本会が作成した医療判例研究等の成果物の定期的な提供。
- ・ 本会が刊行するメールマガジン（会報：月1回）の配信。
- ・ 年報その他の刊行物の配布。
- ・ 本会が主催する研究会等の事業への参加。なお、研究会等への参加は法人会員Aは5名まで、法人会員Bは3名までとし、当該法人に直接に所属する者に限る。
- ・ 本会が運営するウェブサイトの会員専用ページへのアクセス。

(ii)入会金（税込）5,250円

(iii)年会費 法人会員A（5名まで参加可能）（税込）52,500円

法人会員B（3名まで参加可能）（税込）31,500円

(3)賛助会員（本会の趣意に賛同して入会した法人）

(i)会員に提供されるサービス

- ・ 本会が作成した医療判例研究等の成果物の定期的な提供。
- ・ 本会が刊行するメールマガジン（会報：月1回）の配信。
- ・ 年報その他の刊行物の配布。
- ・ 本会が主催する研究会等の事業への参加。なお、研究会等への参加は1口あたり5名までとし、当該法人に直接に所属する者に限る。

- ・ 本会が運営するウェブサイトの会員専用ページへのアクセス。
- ・ 本会が刊行するメールマガジン（会報）・年報及び本会が運営するウェブサイト等における広告掲載

(ii)年会費（税込）262,500円（1口）

3 研究会等への参加については、企画の内容に応じて、一部有償となる場合がある。

## 第2条 年度

当会の活動年度・会計年度は、毎年4月1日～翌年3月31日までを一年度とする。なお、初年度のみ、2010年9月27日～2011年3月31日とする。

## 第3条 会費の納入

1 会員は、第1条に定める年会費を、各年度4月末日とし、本会が指定する口座に振り込むものとする。なお、入会初年度の会費については次項に規定する。

2 年度途中での入会の場合、当該個人又は法人の入会初年度の会費は、入会登録を行った日の属する月から起算した月数による月割とする。なお、学生の入会初年度の会費は、会計年度の前半（4月～9月）入会の場合は満額、後半（10月～3月）入会の場合は、半額とする。

3 年度途中での退会の場合であっても、年会費の返納は行わない。

## 第4条 退会

退会を希望する場合は、次年度会費の納入期限までに退会の旨を事務局に届け出るものとする。

2010年11月19日制定

2011年1月24日改定

2012年2月27日改定